



研究

宿場役人に就て〔八〕

—— 道路交通に關し宿驛が農村に課徴したる不當勞務の性質と幕府の對策一斑 ——

和田 篤 憲

一 緒 言

本稿に於ては道路交通に關し、宿驛が農村に課したる不當勞務を研究の對象とし、其不法に對し幕府が如何なる取締をなしたるかを二三の文書に依りて伺はんと欲するものである。

楮、宿驛が鄉村に不當勞務を課すと言にいつても、こ

れは餘りに漠然としてゐる。即そこで私はこれを農村勞力の過重使用と目的以外の使用に分つて述べようと思ふ。然して過重使用とは其れが當然となさるべき程度以上に鄉村の勞力を宿驛が道路交通に使用することを、更に目的以外の使用とは道路交通以外のことゝ鄉村の勞力を使用することを意味するものとして論を進めたい。

抑々助鄉村に對する宿驛人馬の課徴は如何なる性質のも

のであつたであらう。私は本誌第十四卷第三號の拙稿に於て宿驛と鄉村とが本質上對立關係に置かれてゐたことを述べたが、元來助郷制度それ自身已に鄉村に對して餘分の勞務を強要してゐたのである。それが道路交通の繁頻と共に、益々助郷村に人馬を求むること急を告ぐるの結果となり、農の閑と繁とを問はず一率に勞務を強ひるに至つたのである。然して農民はこれらの申出に對して柔順に服従してゐたのである。宿場役人は其間幕命の下に種々不正を働き、宿驛常備の人馬を使用せず、其の勞務をも助郷に課するところがあつた。以下助郷を課せらるゝ鄉村の經濟狀態、助郷課役の性質、宿驛が鄉村に不當勞務を課せし事例と其取締等に就て述ぶることゝしよう。

二 助郷を課せらるゝ鄉村の經濟狀態

イ 租稅徵收の過重

徳川時代は農を尊んだ時代でありながら、農民の生活は意外にも一舉手一投足に迄も拘束を受け、宛然租稅を收む

る爲の存在であるかの如き慘めな生活をさせられてゐたのである。「農は納なり」と標語された事は、當時租稅誅求の甚だしかつたことを如實に物語つてゐるのである。今試みに天保十三年寅年元拂差引凡調³⁾により、幕府の收入をみるに、其額は金九拾貳萬餘兩となつてゐるが、これを收入の性質により、武士農民及び町人の三に分つて負擔の割合をみるに、武士は一二%農民は八四%、町人は四%となつてゐる。勿論天保の改革によつて問屋制度が廢止され、運上や冥加がなくなつてゐた時の事であるから町人の負擔が少くなつてゐるのは事實であるが、幕府の收入はその大部分を農民の負擔に俟つてゐた事を知る事が出來よう。而して農民の負擔は正租と小物成と稱する雜稅より成つて居り、この雜稅には三役といふものがあつて米金を徵收してゐたが（三役は天領のみにあつて、私領にはなかつたが、それは夫米夫金の名でとられてゐた）、助郷課役のある鄉村ではこの三役を免ぜられてゐたが、その額はもとより大したものでなかつたから、別に問題にはならないが、鄉村の負

擔する租税の重かつたことは事實であつた。今寶曆十三年末年御年貢可納割付之事⁶⁾によれば、當岩見國邇摩郡靜間村高五百三拾七石五斗三升九合内新田畑貳拾六石九斗一升八合に於てその割付は本田高三百拾四石六斗六升九合この取米貳百七石九斗三升七合、畑方高百九拾五石餘、新田高十六石餘畑方高拾石餘この三者合計取米貳百三拾五石餘で此外諸役判銀壹貫八百五拾三匁餘、丁銀八拾匁餘に米壹石三斗九升餘となり、この米が三役たる六尺給米、御傳馬宿入用に當り、丁銀が御藏米入用となる。即一村に對する三役の負擔はむしろ問題ではなく、又課役として助郷に出役した郷村の負擔の方が三役より遙に重い結果となつてゐる。

口 助郷以外の諸課役負擔の過重

雜税の内には三役の外に國役といふものがあつた。これは堤や川の修理、朝鮮使節の費用、日光街道修復等の臨時費である。これは國を定めて石高に賦課したもので、尙その他領主のために薪の切出しに數十人乃至數百人、或は大官出張のために、駕籠人足何人、又は用水、堰、川除、川

浚、樋、坎、橋等の普請場の仕事何十人といふが如きものがある⁷⁾。かゝる課役は助郷役を勤める村々でさへも、逃れることが出来なかつたから、これらは助郷を課徴せられる郷村の農民を考察するに當つて重要視すべき事柄である。然して農民の中これらの課役に出役するの餘裕を持たなかつたといふ事情は彼等が高い人足の雇錢を支拂つて出役しなかつたことによつて知ることが出来る。尙この課役は時代と共にその甚しさを増したものである。民間省要の著者は「所により御年貢の外に、御年貢に等しき課役懸つて百姓苦しむ」といひ、又次の如く述べてゐる⁸⁾。

近年別て前にいふ人歩高段々によりて物入夥敷、田地高を持つ百姓、又は他村より持越の百姓、力不叶、年中右の諸役を金にて雇事有之、所によりて高一石に付錢八九百一貫文位也、則百石百貫に付小形金にして、二貫四百文替に見て、四十兩餘にあたる也。

三 助郷課役の性質

助郷課役は正租の課徴に困惑したる後尙諸役に出費した

農民が、道路交通の補助政策の犠牲となつて勤めるものである。その課役の性質はこれだけでも略と察するに難くないが、尙二三の事項に就きて叙べるであらう。

イ 助郷課役と農期

先づ第一に服役の時期を問題としよう。抑、道路交通の最も繁忙を極める時は春秋各三ヶ月であるが、この時期は又參觀交代の大名が通行する時期であり、農民の春秋收穫時に當る。然も傳馬御用は是非とも勤めなければならぬものであつたから、農民の困窮は言語に絶したものがあつたであらう。まして國事多端なる幕末に際し、従つて道路交通のために隨時農民が勞務を課徴せられし時に於てをやである。

ロ 出役者の年齢

大日本驛遞志稿中、船橋隨菴の助郷考を引用せる箇所¹⁰⁾に助郷課役に出づべき農夫は大概二十歳以上五十歳以下の強壯の者であるといふことがみえてゐるが、三河國渥美郡羽田村の記録¹¹⁾(天保十四卯正月調)によれば御傳馬勤人に十

五歳以上六十歳以下の者迄を以てこれに充てゝゐるのである。即、場所によつては十五歳以上の男子をも勤人となしたことを知ることが出来るのであつて、成人せざる者をしてかゝる苦役に就かしむることはこれ又一つの勞務の過徴を強ふるものではなかつたであらうか。勿論幕末に際し、益々これらの出役者の年齢が亂れたことは又想像に難くないところである。

ハ 助郷負擔

享保六年道中奉行算播磨守の上申せる助郷人馬用法陳述書によれば、助郷人馬を使役するに先づ宿驛常備の人馬を使用し、その不足せる分を定助郷に課し、尙足らざる時は大助郷に課す。而して定助郷の課役は每百石馬三四匹人夫五六人に止りそれ以上は大助郷に課す。助郷人馬の募集は公私領の別なくその石高に應じて出さしめ、東海道岡崎宿以西大阪に至る諸宿及び中山日光兩道は只大助郷あつて定助郷なし。故を以てその定助郷に課すべき人馬も皆大助郷に課す。と記されてゐる。これ即助郷負擔の原則と諸道助

郷の大様を示すもので、その精神は負擔の公平を主としてゐるものである。故に一宿の助郷に就て考察するも大概その課役を負擔すべき郷村の數は漸次増加してゐるのを見る。即交通量の漸増による助郷課役の増大を多數の郷村をして負擔せしめ、以てその輕減を計つたものである。尙諸道共大通行に際して一定時を限り、當分助郷や加宿助郷の名を以て度々増助郷を許可してゐるのはその一例である。¹³⁾かくて助郷は直接人馬の補給をなすこと能ざるが如き遠距離に迄及ぶに至つた。¹⁴⁾この事實は助郷をして一勞務たるの性質を脱却し、金錢を以て代納する一種の負擔たるの性質を深めて行つた。次に助郷負擔の概況を見るに、正徳二年辰十二月より享保五年八月迄木曾の福島・上松・須原町へ勤めし助郷帳の抜萃によれば、同上三宿の助郷は次の如くなつてゐる。¹⁵⁾

正徳二年十二月助郷石高八千九百九拾壹石

助郷二拾ヶ村

正徳四年七月助郷石高壹萬三千五百九拾七石

研究

助郷二拾六ヶ村

享保二年十二月 助郷石高壹萬三千九拾七石

助郷二拾九ヶ村

享保五年八月 助郷石高壹萬三千五百九拾七石

助郷三拾ヶ村

尙、武藏本庄宿（中山道の一驛）に於ける助郷は元祿七年二月、勤高壹萬二千六百五拾五石、二拾七ヶ村。正徳三年四月、勤高一萬九千九百四拾石、二拾九ヶ村と改められたが、水害のため永久休役を許され新に大助郷を命ぜられたが、助郷村は四拾三ヶ村に増加し別に加助郷を設けたため大助郷は事實上定助郷と代り加助郷は大助郷となつた。¹⁶⁾即この加助郷は大通行の際宿場役人より道中奉行に出願し臨時これをおいたものが漸次事實上の定助郷と變ずるに至つてゐる。而してこれらの助郷村より課徴された傳馬の數は左の如くなつてゐる。¹⁷⁾

年號及年次	人 足		馬 匹	
	人	足	人	馬
元祿 七年	二、二七		一、九九	六八
同 十六年	一三、二〇		八、九	一〇
寶永 六年	一九、七		一、三六	一〇
寬政 二年	二〇、八〇		八、五七	九
安永 六年	二六、七		二二、九七	一四
				九

次に文久元年七月調査の助郷各村人口調を見るに、助郷四十三ヶ村この勤石高一萬一千九百八十五石人口一萬五十八人、内、男五千百六十四人、内、六十歳以下十五歳以上の男二千八百十六人、内、人足に出でうる者千九百三十一人、所有馬匹三百五十一となつてゐる。而してこの村々より毎日人足四十人馬匹五十疋を出役せしめられてゐたから其等の村々は人二%、馬一六%の割(四十三ヶ村の人馬に對し)で課徴されてゐるわけである。その外不時の入用等を入れるとなかくその負擔も重かつたといふことが分る。かくて負擔公平及同輕減のためとられたる種々の畫策も結

局は效を奏せず助郷人馬は増々其負擔を重くして行つた。

二 助郷召集の手續

扱、助郷召集の手續を見るに、何月何日何々誰、別記の通り人足何人馬何匹を要するにより高百石につき何人を出すべき旨の廻文が助郷諸村に到達すると、助郷村の人馬は當日迄に一定の間屋場集る。間屋ではその人馬を點檢するが、若し助郷村で差支があつたり、又は遠距離のため出役することが出来ない場合は金錢を以て代納し、間屋側では隨時人夫を雇ふのである。こゝに間屋に於ける不正等が生じ、用なきに郷村に出役を命じ、一日にて足るものを三日間として召集し、或は故意に農繁期に方つて徴發し、その應ぜられざるを奇貨とし、その代償を強請するが如き結果をも惹起するに至り、郷村對宿驛の感情を益々惡化せしめるに至つたのである。

四 宿驛が郷村に助郷を

過徴せし事例と幕府の取締

文化十一年十月、内藤大和守領分の助郷村より道中奉行所に左の如き訴がでゝゐる。

乍恐以書付奉願上候¹⁹⁾

内藤大和分

高千拾七石。内高百九十壹石餘	荒引。	信州伊那郡小山村
同參百拾石。内五拾貳石餘	同斷。	御 藪 村
同貳百四拾壹石。内五拾九石餘	同斷。	山 寺 村
同千貳拾五石。内百九拾七石餘	同斷。	西伊奈部村
同參百拾七石。内六拾貳石餘	同斷。	横 川 村
同百參拾八石。内貳拾石餘	同斷。	今 村
同貳百貳拾貳石。内八拾四石餘	同斷。	上 牧 村
同百六拾石。内四拾九石餘	同斷。	村
高合參千四百參拾石		村

右八ヶ村總代小山村年寄彌五右衛門 西伊那郡村年寄孫平奉申上候
當村々之儀は中仙道木會福島、上松、須原三ヶ宿へ御登之節者福島宿より野尻宿迄下り之節者須原宿より宮越宿迄道法七八里之間相勤外助郷と違至て遠方殊牛首時梅澤木會時神谷峠杯と申難所を越御登之節者場所により往來參拾貳參里より四拾里餘御下り之節は參拾里位より參拾八九里も御座候故日日之御通行にも御泊順により五六日も相通川處者御通行延引之節は數日を相通候儀に付莫大之入用も相進甚困窮仕殊駒ヶ嶽經ヶ嶽高山に付村々にて諸作不

熟之土地柄にて小澤川小黒川三峰川天龍川大横川と申川々に據り川除場所多用水井筋道橋等も數ヶ所村役にいたし難澁にて助郷役相勤兼儀に付領主より救米等被下候得共行届不申享保五子年内領之内拾九ヶ村を致差村御免除奉願候處同領之儀は領主存寄次第之由被仰渡候に付領主役人糺之上領内一統助錢被申付候得共次第に御通行御多分相成助錢等にて者難行届既に安永九子年御公家様方御人數多御通行にて觸當多分故御問合不申處助郷之内不參有之由に宿方より御奉行様之御訴訟奉申上御吟味之上人別帳を以有丈人馬差出候上は一と通り之不參遲參と譯違御人數多御通行故之様に付格別之御沙汰被成下以來御通行之儀御公家様方御兩人位之御通行は格別其外御人數多之御通行は多分有之間敷候間其旨相心得若以後御人數多之御通行之御沙汰御座候は早々御訴申上候積相心得宿助郷致和融繼立差支無之様可致旨被仰渡奉恐候(傍點和田)

然る處近年は助郷御帳面之外大御通行節之人馬多分之觸當故有丈人馬差出候上にも多分之不足に候得ば無是非高賃を以手助村より雇立相勤候義に付困窮相當旅稼他所奉公等に罷出猶更人少相成作方手入も行届不申取實減少仕其上川缺山崩等にて追々荒地出來候得共起返等も行届不申引高多分御座候得共助郷役之義は書面村高不殘相勤罷在候故總百姓必至と行詰難儀至極之段書面に難申盡次第に御座候間右荒地引高等之譯御勸辨被成下置何卒以御慈悲當

村々の義は御免之御沙汰被成下置度願上候右願之通被仰下置候は
 〆總百姓一同相助廣大之御憐愍と難有仕合奉存候以上

内藤大和守領分 信州伊那郡小出村外七ヶ村總代

小出 村年寄 彌五右衛門

西伊那村同 孫 平

文化十一年十月

道中 御奉行所

扱この文書を通觀するに道路交通の頻繁より鄉村は難澁
 せるに、偶々不作天災等にて荒地が出来たのを口實として
 同領分信州伊那郡小出村外七ヶ村より助郷勤高の減少を願
 出たものである。が然しこの文書中傍點を附したる箇所は
 即、宿驛の鄉村に對する勞務の過徵を幕府が取締つた一例
 を物語つてゐる。

抑この事件たるや安永九年宿驛より鄉村に對し公家の
 多數通行を理由として助郷人馬を求めたが、この求めに應
 じて宿驛に參集せざる村々のあつたところより、宿場役人
 はその由を道中奉行に訴訟せし結果、鄉村の不勤取調とな
 つたのであるが、吟味の上、鄉村は人別帳を以てその割當

てられた人馬の數をすべて差出してゐた事が分つたので、
 單なる勞務の不勤と譯が違つてゐたので、別段の咎もな
 く、道中奉行よりの許可なくして多人數の公家が往來する
 ことなき故を以て、將來宿驛よりかゝる口實を以て人馬の
 過徵をなしたる場合には早速届け出づべしとのことで、こ
 の一件が落着に及んだのである。この事件は正しく宿驛の
 鄉村に對する勞務の過徵を意味するものであつて、一二の
 公家通行に言を籍り、鄉村に餘分の人馬なきを知りつゝ難
 題を吹きかけ以てその代償を得んと欲し、その不參に及ん
 では幕府の威を借りて農村を脅威したものであらう。この
 場合に於ける宿驛の處罰がみえてゐないのは残念である。

以上の如き例は勿論屢々あつたことであらうが、一般の
 達の外未だ多くの事例を見ない。次に「徳川時代の武藏本
 庄」に掲げられたる該件に關する若干の資料を紹介しよう。²⁰⁾
 同宿に於ては(一)寶曆九年道中奉行小幡山城守の決裁に依
 り、助郷村より總代を出さしめ問屋場に立會はしめ、助郷
 觸に加印して取締をなさしめ、助郷高千石に付總代一人を

選出せしめ、毎月十五日間問屋に出動せしむることに確定したのである。(一)然るに明和五年には五萬六千五百十疋

(一疋は人足二人
の割に計算した)

といふ巨額の人馬を課徴したので、紛議

を起し、示談で事は済み、宿前後に二箇所の助郷會所を設け、問屋の交付せる人馬札に依り宿助郷の勤高を検査するの制を設けた。(二)其後人馬の濫用を取締るため、宿場役人、助郷總代は人馬日締帳に連印して道中奉行の査閲を経ることとなり、明和八年正月二十八日に始めて人馬日締帳を上呈した。(四)安永七年、宿方に於て定式人馬を遣拂はざるに先だつて、助郷人馬を徴發したことが露見したため、同年三月、助郷二十九ヶ村は總代牧西村小川某をして道中奉行に出訴せしめたるも、亦内濟となつてゐる。(五)天明元年九月以後會所を中止し、助郷總代は日々問屋場に詰め、宿助郷人馬勤方を改めることに協定したが、助郷村間に軋轢が起り、弘化二年に久城村外三十箇村より宿場役人及び助郷總代を出訴したるも、同三年に内濟となつてゐる。其結果、助郷各村を二組に分ち、各別に助郷會所を設

けたのであるが、嘉永四年には勘定方萩野寛一の説諭に依つて宿助郷間に左の如く議定せられてゐる。

(同年四月五日兩
議定爲取替書)

一 宿立人足五十人馬五十疋の内、五人五疋を定圖と定め、外人足十一人を宿繼、宿送り御證文、御用狀箱、御奉行様御觸書御往還、御鷹飼鳥籠持送り人足として圍置き、又助郷各村より、毎日馬四疋を宿方餘荷として出し、残り人足三十四人馬四十一疋は毎日遣拂ふべき事

一 宿定式人馬を遣拂ひたる後に、助郷人馬を使用すべき定法なるも、宿助郷示談の上「打込勤」を許し、使用の前後を問はざることとなし、其日の模様により、宿助郷人馬遣立、殘人馬は助郷總代立會見肩印形致し置く事

一 宿立人足の内、御荷物の方は、助郷總代立會の上、面付(駄賃貫目帳に記入)に従ひ、三十四人を遣拂ふ事

一 人馬駄賃四割五分増、内一割五分は人馬に渡し、一割五分は宿助成金と爲し、一割は劔錢として、宿に六分、總助郷に四分を渡すべき事

一 助郷會所を一箇所と定め、毎年正月二十八日、牧西村用元小川彌市右衛門宅に助郷各村會合し、助郷村を十組とし、一

組一人の總代を選する事

五 助郷以外に郷村の勞力を宿驛が 使用したる事例と幕府の取締

以上の諸例に依つて見るも明らかなるが如く、助郷問題は甚だ取締が六ヶ敷いものであつた。然るに宿驛は勞務の過徵を度々郷村に強請したのであつて、上記せしものは其例に當つてゐるが、次に述ぶるものは交通以外のことによる勞務を使用した一例であつて、正徳二年灰寄出入と稱する訴訟は實にこれである。以下事件の經過と幕府の對策とを述べよう。

(一) 事件の經過²¹⁾

正徳元年十二月二十六日宿内に大火があつた。偶々宿場役人相談の上、問屋助左衛門は牛込儀左衛門の内諾を得て百石に付十三人の人馬を觸出し、助郷人足三百七十人を召集し、燒跡の灰片付を爲さしめたることあつた。然るに西今井村名主高橋彌七郎なるものは、地頭佐久間小左衛門よ

り折井淡路守を經、道中奉行松平石見守に事件を密告し、石見守用人松本某の内諭に基き、今井、四方田、東西富田、北堀の五箇村より正式に訟狀を奉行所に提出した結果、同宿の間屋、年寄及び助郷村の名主は出府を命ぜられ、正徳二年三月十六日吟味を開始せられ、四月十六日に至り「灰寄せ人足の儀は儀左衛門に詮議せしに去冬本庄町十七町餘の内十三町類燒の爲め通行不便なる故助郷より人足を呼び取除けさせ申せし事は覺なし、是れ問屋年寄不吟味の仕方問屋助左衛門過怠手錠たるべし」と、宣告せられたが助郷一同の願に依つて、過怠手錠文は五月十六日に免除せられてゐる。

(二) 幕府の對策²²⁾

扱幕府の對策は目的以外に助郷を使用することを禁じ、宿場役人を罰すると共に、宿場役人より誓詞を出さしめ、後日の證として、これを郷村に交付し、尙、郷村間に相互扶助、連帶責任の取極をなさしめたのである。即、宿場役人の誓詞に曰く、

「御條目の通助郷村に費人馬堅相觸申間敷」と。次で、助

郷村間の取極を見るに左の如くである。

- 一 向後何れの村にて如何なる六ヶ敷事出来候とも一所に相談
仕り相済み候様可_レ仕候
- 一 人馬相勤候節村々通帳に致、本庄宿問屋より押切印形取置
可_レ申候
- 一 助人島の儀に付、何れの村々にても萬一滞る儀有_レ之候て、
物入等も御座候節は、助郷村にて不_レ殘割合可_レ仕候

六 結 語

以上私は本稿に於て道路交通に關し、宿驛が農村に課徴したる不當勞務の性質を明かにするため、助郷を課徴せらるゝ郷村の經濟生活、特に租税の過重と助郷以外の諸課役の過重なりしこととを見、助郷制度其れ自身が既に郷村に對して餘分の勞力の強要であつた所以を述べ、次で、助郷課役の性質として課役と農期との關係を見、出役者の年齢を檢査することに依つて勞務の過重を知るの便に資し、かかる狀況の下に行はれたる助郷制度が事實如何に交通の頻繁と共に其矛盾の程度を深めて行つたか、その間不正吏の

奸計に陥つた郷村は如何に苦しみ、幕府は如何様にこれを取締つたかを見たのである。

私はこの間百方盡力した幕吏の苦心をば決して無視するのではないが、大體に於て農民は被支配者の立場にあるところより、同階級にある（身分はちがふが）宿場役人よりも寧ろ氣の毒な状態に置かれ勝であつたことを看取する。

——それは素より道路交通上に閑暇なき農民を使役せざるを得なかつたといふ道路交通制度上の矛盾の存在及び交通量の増大と共に其矛盾が益々甚しくなつて行つたといふ悲しむべき事情に一面その理由をば認めなければならぬのではあらうが。

- (1) 本庄博士「近世封建社會の研究」九八頁
- (2) 「士農工商心得草」(「通俗經濟文庫」第六卷三一—二頁)
- (3) 「吹塵錄」第二十九册六頁
- (4) 本庄博士「日本財政史」二二三頁
- (5) 同 「近世農村問題史論」二二—二五頁
- (6) 和田所藏寫本(原物)に據る。
- (7) 「日本交通史の研究」四五頁(大山氏論文参照)

- (8) 「民間省要」上編卷二、第二一(日本經濟叢書卷一、二九一頁)
 - (9) 「日本交通史の研究」四三頁
 - (10) 「大日本驛選志稿」五〇頁
 - (11) 「日本交通史の研究」三一頁以下
 - (12) 「徳川時代の武藏本庄」一八〇頁
 - (13) 「日本交通史の研究」二〇二頁以下、黒羽氏論文所載の東海道草津宿助郷に關する一覽表參照
- 該表には和宮降下や奥羽御親征御用等に際して特別の大通行に應ずるため當分助郷や加宿助郷のことが見えてゐる。
- (14) 「同上」二〇六頁黒羽氏論文參照
 - (15) 「上伊那郡史」九〇四頁以下
 - (16) 「徳川時代の武藏本庄」一八一頁
 - (17) 「同上」一八九一—一九〇頁
 - (18) 「同上」一八六頁以下
 - (19) 「上伊那郡史」九一一—九一三頁
 - (20) 「徳川時代の武藏本庄」一七三頁以下
 - (21) 「同上」一七一頁以下
 - (22) 「同上」一七二頁以下

道路の現状と陸軍省の地圖

本會が前年度に於て計畫してゐた道路現状の調査は、陸軍省參謀本部から相當精密な地圖が發行されたので、右計畫を廢止したのであつたが、右に關し東京警備司令官の木原清中将は本會幹事に物語つて曰く。

道路の現状を圖示することは必要缺くべからざることであるが、日進月歩的に道路が改良され之に追隨して圖面を調製することは經費の關係上困難なことであつて、陸軍の圖面と雖往々新道、廢道等現状と符合せざることのあるのは免れない所である。實際交通機關の發達が盛な時代の交通網の變化と地圖とは何時の世何れの國に於ても同様の有様を呈することは止むを得ない。然し參謀本部では各師團から交通網の變化に就て毎年報告を徴し地圖を修正することにしてゐる。就ては地方に於て各種土木事業を計畫さるゝ場合に於ては、陸地測量部發賣の地圖と現況との差異を一應東京なれば陸地測量部、地方なれば各師團司令部に就て披見さるれば正確を期し得る。